

承 諾 書

緊急通報装置の設置に伴い、下記の事項について承諾いたします。

記

- 1 緊急通報装置が作動し、消防署から救急車が到着した際に、家に施錠されている等で家に立ち入りが困難な状況でも、人命救助のため窓ガラス等家の一部を壊して家の中に入る事。また、その際の家破損の修理費等は被貸与者等の負担とすること。
- 2 板倉町ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置設置事業実施要綱に基づき、被貸与者等の責に帰すべき理由により緊急通報装置（ペンダント型送信機を含む。）を滅失し、又は棄損したときは、直ちに板倉町長に報告し、これを原状に回復すること。

年 月 日

板倉町長 あて

設置者名： _____

親族代表名： _____（続柄： _____）